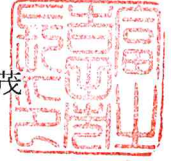


富2保幼発第362号

令和2年11月2日

幼児教育・保育施設設置者様

富士吉田市長 堀内 茂



インフルエンザにおける出席停止手続きの変更について

錦秋の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は市福祉行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市ではこれまで、インフルエンザにおける出席停止報告については、登園時に医療機関を受診し、病院で証明書を記入してもらい、提出していただいております。

しかし、今般、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も含め、富士東部保健所から医療機関の負担軽減についての要望を受け、今年度からは「インフルエンザによる出席停止報告書」(別紙)を保護者の方が記入し提出していただく形に変更することとなりました。

幼児教育・保育施設設置者の皆様には手続きの変更についてご確認のうえ、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【インフルエンザの発症から登園までの流れ】

- ① インフルエンザ症状発症
- ② 医療機関受診 (インフルエンザ診断)
- ③ 保育施設等へ電話で、医師から診断された内容を報告
- ④ 保護者が「インフルエンザ出席停止報告書」「発熱経過表」を記入し、医療機関の受診日がわかる書類 (診療明細書・薬の服用説明書等) を添付し、登園当日の朝、保育園へ提出

【インフルエンザの出席停止期間】

発症後5日間を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで

【お願い】

・インフルエンザ以外の感染症の場合は、これまでと同様の手続きをお願いいたします。

インフルエンザ出席停止報告書

医師から診断・指導を受け症状が改善するまで家庭療養しましたので、以下のとおり報告いたします。

園児名	
保護者氏名	印
診断名	インフルエンザ（ 型）※型は、分かっている場合に記入をして下さい。
診断年月日	令和 年 月 日
受診医療機関名	
発症日（発熱等症状が始まった日）	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※医療機関の受診日がわかる書類（診療明細書・薬の服用説明書等）の添付をお願いします。

インフルエンザによる発熱経過表

○下記の太枠内に、日付と毎日の体温を記入してください。

○解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせて、登園可能日を確認してください。

○出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」となります。

	発症日	発症後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
①発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	登園可能			
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能			
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		
④発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能	
⑤発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能